

第4章 人事

○新潟県中東福祉事務組合職員定数条例

昭和61年8月30日組合条例第4号

改正

平成24年4月1日組合条例第13号

平成25年3月13日組合条例第1号

平成25年11月13日組合条例第3号

平成26年10月31日組合条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第3項の規定に基づき、組合の職員で常時勤務に服する職員（期間を定めて雇用される者を除く。）の定数を定めることを目的とする。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

(1)組合の職員40人

(職員別職名)

第3条 前条の職員別の職名については、管理者が別に定める。

附 則

1 この条例は、昭和61年9月1日から施行する。

2 新潟県中東地区精神薄弱児施設組合職員定数条例（昭和39年条例第5号）は、廃止する。

附 則（平成24年4月1日組合条例第13号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月13日組合条例第1号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年11月13日組合条例第3号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月31日組合条例第2号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。